

1. 貸付条件等

(1) 貸付理由

- ・ 医療費又は介護費の支払等臨時の生活費
- ・ 給与等の盜難による生活費
- ・ 火災等被災したときの生活費
- ・ その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき

(2) 貸付金額 10万円以内

(3) 償還期間 据置期間（2ヶ月）経過後、12ヶ月以内

(4) 貸付利率 無利子

(5) 延滞利率 償還期限後 年5%

(6) 連帯保証人 不要

2. 申込に必要な書類等

①	健康保険証（コピー不可）	
②	住民票（世帯全員記載。発行後3ヶ月以内。コピー不可）	
③	印鑑	
④	貸付理由に該当することが確認できる書類（請求書、領収書等）	
⑤	運転免許証（所有している場合。コピー不可）	
⑥	障害者手帳、介護保険被保険者証（所有している場合）	

⑦	実印および印鑑登録証明書（発行後3ヶ月以内、コピー不可）	
⑧	貸付金振込用口座の通帳	
⑨	償還金引落用口座の通帳および銀行印（北國銀行のみ）	

※⑦～⑨は貸付決定後に必要となる書類ですが、申込時に提出可。

3. その他

- (1) 他の借り入れの返済に充当するための貸付はできません。
- (2) 石川県社会福祉協議会による審査があります。
- (3) 申込から審査・貸付（振込）まで5～10日間程度の期間を要します。
審査で貸付不承認となった場合は、お貸しできません。
- (4) 原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けるとともに、社会福祉協議会及び関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していただきます。
- (5) 暴力団員が属する世帯は貸入申込ができません。

<実施主体>

石川県社会福祉協議会 (TEL224-1212 金沢市本多町3-1-10 石川県社会福祉会館)

<受付窓口>

金沢市社会福祉協議会 (TEL231-3571 金沢市高岡町7-25 金沢市松ヶ枝福祉館)

受付時間：午前9時～午後5時45分（土・日・祝日を除く）

※事前に電話でご相談ください